

議案第47号

三朝町特別土地保有税審議会条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別土地保有税審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月22日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別土地保有税審議会条例の一部を改正する条例

三朝町特別土地保有税審議会条例（昭和53年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。